

# 都道府県営かんがい排水事業によって造成された施設 に対する追加工事等の補助対象の範囲について

昭和46年2月25日付46農地D第63号

各地方農政局長 殿

農林省農地局長

都道府県営かんがい排水事業によって造成された土地改良施設が、土地改良区等の管理受託者等の主体性にもとづいて円滑に管理されるように、標記の件について次のとおり定めたので通達する。

## 1 補助対象工事等の基準

都道府県営かんがい排水事業の継続地区であって、当該事業によって既に造成され、かつ部分効果の発生している施設に対する追加工事等については、次の各号の一に該当する場合に限り予算の範囲内で補助の対象とすることができるものとする。

なお、施設の管理委託等を行なう場合にあっては、ここに定める工事等が支障なく実施できるように管理委託協定等に「当該事業完了までの間において都道府県知事が必要と認める場合には、都道府県知事が補修工事、追加工事等を行なうことができる」旨の条件を付しておくことが望ましい。

- (1) 工事完成後一定期間内に発生した施設の損傷を補修する工事。ただし、当該損傷が当該工事の建設工事の請負者の「かし」に帰せられるもの、当該損傷が第三者の加害を原因とするもの、および当該追加工事等が災害復旧事業で実施することとなるものを除くものとし、管理受託者等の善良な管理者の注意をもって行なった管理にもかかわらず発生した損傷にかかわるものに限る。
- (2) 段階施工工事における仕上げ工事
- (3) 工事完了後、事業完了時までの技術的進歩または、経済的社会的情勢の変化に伴い必要となった改良工事または追加工事
- (4) (1) に定める損傷を確認し、または予知するために必要な点検等
- (5) その他、管理受託者等のみの負担に帰することが困難な場合の補修工事、追加工事等

## 2 補助対象工事等の基準の運用について

- (1) 都道府県営かんがい排水事業によって造成された施設に対する追加工事等についての補助については、土地改良区等が部分的効果の発生した施設の管理委託等を受け入れているか否かにかかわらず、この基準により、担当官の慎重な判断のもとに処理するものとする。
- (2) 「管理委託協定等」とは「管理委託協定」の他「譲渡契約」「使用貸借契約」、「一時使用許可」等を含むものとする。「管理委託等」および「管理受託者等」についてもこれに準ずるものとする。
- (3) 「善良な管理者の注意をもって行なう管理」とは管理委託協定等に管理仕方等を定めておる場合にあっては、これを遵守しているものとし、定められていない場合にあっては日常点検整備および定期点検整備等を正規に行なっているものとする。したがって定期点検整備等で取り替えるべき交換部品等は補助対象とはしないものとする。
- (4) 管理委託協定等の条件から、都道府県知事が当該施設に対してこの基準に定める工事等を行なうことができない場合には国は補助を行なわないものとする。
- (5) その他
  - (5-1) 1の(1)に定める施設の損傷には施設の機能不全を含むものとする。
  - (5-2) 1の(4)に定める確認または点検には通常の管理を目的とするものは含まないものとする。

る。

(5-3) 1の(5)に定める補修工事、追加工事等には次のような工事等を含むものとする。

ア 当該事業により造成した施設が実質的に附用限界を超えた場合の改築または更新事業

イ 天災、地変その他不測の原因による施設の損傷を補修する工事。ただし、1の(1)に定める工事等および災害復旧事業として実施するものを除くものとする。

(6) 経過措置

都道府県営かんがい排水事業継続地区であって、既に管理委託等を行なっている場合においては、次により処理するものとする。

ア 当該施設に対してこの基準を進める工事等の必要が生じた場合であって、既に締結した管理委託協定等により都道府県知事が支障なくこの基準で定める工事等を実施できる場合にあつては、その管理委託協定等に基づいて、この基準で定める工事等を実施するものとする。

イ 当該施設に対してこの基準で定める工事等の必要が生じた場合であって、既に締結した管理委託協定等によっては都道府県知事がこの基準で定める工事を実施できない場合にあつては、その時点で、その管理委託協定等を変更するか、その管理委託協定等を解除して実施するものとする。